

令和4年第17回

# 荒川区教育委員会定例会

令和4年9月9日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第17回定例会

- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 日 時  | 令和4年9月9日   | 午後1時30分   |
| 2 場 所  | 特別会議室  |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員  | 高 梨 博 和<br>長 島 啓 記<br>坂 田 一 郎<br>繁 田 雅 弘  |
| 4 欠席委員 | 委 員  | 小 林 敦 子   |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長<br>教 育 総 務 課 長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>佐 藤 彰 洋<br>津 野 澄 人<br>杉 山 茂<br>松 本 典 之<br>小 川 綾 一<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 報告事項

- ア 2学期以降の学校(園)運営について
- イ 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について
- ウ 令和4年度夏季休業中の諸活動の結果等について
- エ 令和4年度における荒川区立幼稚園・こども園、小・中学校の研究活動について
- オ 中学校における特別支援教室拠点校の増設について
- カ 長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査実施について

( 2 ) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和4年第17回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、小林委員から御欠席との連絡を頂いてございますので、4名の出席でございます。

議事録の署名委員については、長島委員、繁田委員、御両名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

7月8日開催の第13回定例会及び7月22日開催の第14回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと存じます。次回までに御確認いただきまして、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は報告事項が6件となっております。

報告事項ア「2学期以降の学校(園)運営について」及び、報告事項イ「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」、以上2件については同種の案件ですので、一括して学務課長から説明をさせていただきます。佐藤課長、申し上げます。

学務課長 それでは、報告事項のア、イにつきまして、まとめて御報告させていただきます。

初めに、「2学期以降の学校(園)運営について」御報告をいたします。資料につきましては3ページからになります。

今回の通知につきましては、2学期の学校開始に当たりまして、8月26日に前もって通知をさせていただいたものでございます。新型コロナウイルスに係る基本的な考え方や、行事実施についての対応方法をお示ししております。

内容につきましては、基本的には1学期からの継続という形で、大きな変更点はございません。基本的な感染防止対策を徹底しながら、学校行事等についても推進していくといった体制で進めてまいりたいと思っております。

また、資料の5ページに、3番、学級閉鎖基準についてをお示ししております。記載については変更ございませんけれども、文部科学省のガイドラインが一部変更になっておりまして、関連する通知につきましては、7ページ以降に添付をさせていただいているところです。

主に学級閉鎖についての改定された留意事項ですが、13ページを御覧ください。13ページに「学級閉鎖」という形で記載されておりますけれども、学級閉鎖を実施する場合のケースが示されております。 から までケースが示されておまして、まず一つ目が、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。二つ目として、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。三つ目として、その他、設置者が必要と判断した場合ということで、こちらの基準については今までと

変更ございませんけれども、留意事項として、その下に 印で、上記において「複数」としている趣旨というところに下線が引いてあるのですけれども、こちらにつきましては、単に人数に着目したのではなく、学級内における感染拡大防止をする観点であるということで、同一の学級において、例えば2人、3人の感染が確認された場合であっても、感染経路に関連性がないですとか、他の児童に感染が広がっている恐れがないという場合には、学級閉鎖を行う必要はないということで、運用面でしっかりとクラスの状況等を確認するようにガイドラインに示されているといった状況でございます。

荒川区におきましては、これまでもお子さんたちの状況を各学校から聞き取りを行いまして、この状況によって判断をしてきました。これまでの学級閉鎖につきましても同様の運用としておりますので、それを引き続き継続して行っていくという体制で進めてまいりたいと思っております。

通知につきましては、以上になります。

次に、「新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖の状況について」御報告します。資料は15ページになります。

2学期がスタートしましたが、今週に入りまして、瑞光小学校でこちらに記載のとおり学級閉鎖の対応を行っております。各学校、園において感染経路については、先ほどお話ししたとおり、ヒアリングを行っているところではございますが、状況としては、一部家庭内感染の報告、また、大半は感染経路不明といった状況が非常に多いところです。今回の瑞光小学校におきましては、陽性者が2人とか3人という状況ではございましたが、そのほかに、風邪等の類似した症状のお子様が何人か報告があるといったところも加味しまして、学級閉鎖という対応を学校と相談して行ったところでございます。

東京都における感染状況もなかなか収束が見えない状況でございますので、今後も引き続き状況を注視しながら、学校の活動行事ができる限り実施できるように進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

長島委員 よろしいですか。瑞光小学校、学級閉鎖が三つ書いてありますけれども、学年を教えてくださいいただけますか。

学務課長 学年につきましては、1年生、2年生、3年生、それから6年生もこの中に含まれております。1クラスずつという形になります。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。繁田先生、いかがでしょうか。

繁田委員 ちょっと教えていただけたらと思いますけれども、学級閉鎖にする基準というか判断の1、2、3ですけれども、これは、例えばほかの特別区であるとか、ほかの道府県と同じかどうかということと、どこかのタイミングで見直すことも考えているのかということが、もし分かれば教えていただけたらと思います。

学務課長 他の22区の状態を聞き取りしましても、同様の文部科学省でお示ししている基準に沿って判断をしていると聞いております。恐らく他の自治体におきましても、こういった国の方針ですとか、都の方針を踏まえて、今後も対応を検討していくという形になると思います。

繁田委員 1人感染者が出て、そのほか風邪の症状が複数出ると閉鎖というのですと、冬になると、多分インフルエンザがはやるとは思います。そうすると、あっちこっち閉鎖が続いてしまってもやっぱり学習に影響が出るのかなというのはちょっと心配されるところです。ただ、荒川区だけということにもいかないでしょうから、ちょっとその辺が気になったところです。

学務課長 その点につきましては、やはり学校の方にも、しっかりとお子様たちの状況を聞き取りして、発熱までに至ってしまっているような状況なのかということ、子どもたちの様子をしっかりと聞き取った上で判断していきたいと思っております。ありがとうございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 坂田委員。

坂田委員 私の方からは、学級閉鎖の場合と、それから学級閉鎖に至っていないのだけれども、子どもが休まざるを得ないというような場合の授業などの対応について、お聞きしたいのですが。

基本的にはここで書かれているように、やはりZOOMを利用した授業、熱がある場合は難しいとしても、授業を受けられる子はなるべく通常に近い形で継続できるのがいいと思うのですが、その辺はどうやられていますでしょうか。

指導室長 御質問ありがとうございます。学級閉鎖のときにつきましては、オンライン授業を配信してございます。また、コロナが心配でお休みですとか、そのような類のお休みにつきましてもオンラインで配信して、学習の保障を進めているところです。

ただし、オンラインですと定着度というところでは心配がありますので、登校してきたときには、その内容が分かっているのかどうかということ、学級担任と確認する必要があると思いますので、そこは、しっかりと丁寧に学校が対応しているところでございます。

坂田委員 その各論で、学級閉鎖の場合は登校する生徒がいないので、すべてZOOMということになりますけれども、具体の悪い子がいるような場合に授業を提供する場合、教室で授

業を行いZOOMでも授業を提供する、いわゆる我々はハイブリッドと呼んでいる方式になるのですが、そういうことも今、実施されているのでしょうか。

指導室長 欠席する人数によって対応が変わってこようかと思えますけれども、ハイブリッド型で行っている学校もございます。ただ、どうしても目の前に、教室に子どもがいますと、そちらの発問、やり取りが中心になってきてしまいますので、教員の方には、画面の中の子どもたちにも気を配りながら授業をしてほしいという話はしてございますけれども、そこはだんだん先生たちも慣れてきたところですので、上手に活用しつつあるかなと考えてございます。

坂田委員 そうですね。私たちもやっていますけれども、今おっしゃるように、やはり目の前の学生中心に授業を展開せざるを得ないところはやむを得ないと考えていまして、ZOOMの中の子たちはどうしても受動的になるというか、そういうところはあるのではないかと思います。それにしても、全く聞いていないのと、その場で聞いているのではかなり違うと思いますので、引き続きそういった形で進めていただければと思います。

指導室長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件については報告了承とさせていただきます。

続きまして、報告事項ウ「令和4年度夏季休業中の諸活動の結果等について」を議題といたします。津野室長、説明をお願いします。

指導室長 令和4年度夏季休業中の諸活動の結果等につきまして、説明をいたします。資料は25ページになります。

初めに、中学校の諸活動の結果でございます。中学校は9校から報告がございました。内訳は、運動系の報告が10、文科系の報告が6ございました。運動系の大会といたしましては、全国大会まで出場した団体が2、関東大会まで出場した団体が3、都大会に出場した団体が7でございます。

文科系の報告はすべて吹奏楽でした。文科系の大会では、全校六つとも都大会に出場してございます。

続いて、小学校の諸活動の結果でございます。小学校は4校から報告がございました。内訳としましては、運動系の報告が3、文科系が1でございます。運動系の大会では、すべて全国大会に出場してございます。文科系は、都大会へ出場しているという結果でございました。

それぞれ、ここに書かれていないお子さんたちも本当に頑張っていて取り組んでいるところですが、特に目立った結果といたしましては、まず、運動系で申し上げますと、第一中

学校の生徒が、全国のフェンシング大会で6位となっております。尾久八幡中学校の卓球が、関東大会で団体3位となり全国大会に出場いたしました。

小学校では、尾久小学校の児童がトランポリン競技で全国第4位、ひぐらし小学校の児童がバドミントン全国大会で第5位となっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 成績も立派ですが、こういった活動が、この場に報告として頂けるくらい活動が戻ってきたということは、大変うれしいことだと思います。

教育長 ありがとうございます。プラスバンドとかマーチングバンドとか地域での行事につきましても、今年度に入って徐々に復活してきており、大会だけでなく地域行事に子どもたちが積極的に参加する、協力するというのも戻りつつある状況となっております。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項工「令和4年度における荒川区立幼稚園・こども園、小・中学校の研究活動について」を議題といたします。津野室長、説明をお願いします。

指導室長 「令和4年度における荒川区立幼稚園・こども園、小・中学校の研究活動について」説明をいたします。

幼稚園・こども園におきましては、各園の研究主題は記載のとおりでございます。全教育活動では5園、運動については2園、保幼小の円滑な接続を研究している園が2園ございます。

東京都の事業としましては、町屋幼稚園では、第七峡田小学校とともに就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発を行っております。

令和元年度から研究を重ねてまいりました町屋幼稚園では、令和5年2月1日に、これまでの取組をまとめた中間発表を行います。来年度は、これまでの研究の集大成として本発表を行う予定となっております。

尾久幼稚園では、東京都のコオーディネーショントレーニング地域拠点園として指定されております。

続いて、小学校でございます。各校の研究主題は記載のとおりでございます。各教科等、全教育活動を通じて研究活動を実施する学校や、教科領域を絞って研究活動を実施する学校がございます。

荒川区の教育研究指定校は5校ございます。本年度は、汐入小学校、第三峡田小学校、赤土小学校、尾久宮前小学校、第三日暮里小学校が指定されてございます。研究発表につきましては、記載のとおりになってございます。

東京都の事業として、人権尊重教育推進校が3校。こちらにつきましては、瑞光小学校、第六瑞光小学校、第二峡田小学校がございます。今年度は、第六瑞光小学校が11月25日に発表を行う予定でございます。

このほか、第五峡田小学校が東京都の授業改善推進拠点校、第七峡田小学校が、先ほど説明させていただきました町屋幼稚園と一緒に取り組んでいる研究活動。第一日暮里小学校では、文部科学省の算数の実践研究協力校の研究指定を受けてございます。

続いて、中学校でございます。裏面になります。各校の研究主題は記載のとおりでございます。教科担任制でございますので、教科内容も全教科においては多く見られてございます。

東京都の事業といたしましては、人権尊重教育推進校1校、第一中学校でございます。令和5年1月31日に研究発表を行う予定となっております。

荒川区教育研究指定校は2校、第三中学校の道徳、キャリア教育。第四中学校の特別支援教育でございます。この後、オンラインですけれども、第三中学校の研究授業を御覧いただく予定になってございます。

また、第四中学校は、令和5年2月10日に研究発表を行う予定になってございます。

説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。長島先生。

長島委員 区で教育研究指定校となった場合に、この期間は大体どのくらいなのですか。

指導室長 おおむね2年間でございます。その2年間をかけて研究を行うものになっております。ただし、今年度につきましては、第三峡田小学校はSDGsの取組を行っているのですが、1年間ということで研究指定になっております。

長島委員 基本的には、2年間の最後のところで発表を行うという形でやっているということですか。

指導室長 研究発表を行い、区内にその研究の成果を周知し、各校で参考になるものを取り入れるという活動を取り入れております。

長島委員 小林先生と、それから院生とで尾久宮前小に行かせていただいて、タブレットPCの授業をいろいろ見せていただいたのですが、熱心にやっているのだなと感心して帰ってきました。

指導室長 今年1年目ですので、今年研究を積み重ねて、成果と課題を明確にさせ、来年度それを基に研究をし、研究発表を行いますので、そのときにはまたお越しいたいて御指導いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。繁田委員。

繁田委員 この研究指定校であるとか、あるいは研究テーマですか、これは純粋な手挙げなの

ですか、それとも、区とか都が指名するというか、どんな形で決まってくるのですか。

指導室長 まず、文部科学省から下りてくるもの、そして東京都から下りてくるものは、ほぼテーマが決まって下りてきますので、それに対して手挙げ制におおむねなっております。

ただし、人権尊重教育だけは、荒川区は小学校3校、中学校1校が、東京都から人権尊重教育推進校として指名があります。

区の研究指定校につきましては、区の教育課題としまして示している部分が、1点大きな柱としてございます。また、もう一つの柱としましては、各学校の課題に応じた研究指定校ということで、大きな柱2本で行っているところでございます。

繁田委員 分かりました、ありがとうございます。それで、テーマが指定されたり、指定校に指定されたり、テーマが出たりしたところで予算はつくのですよね。予算は関係ないですか。

指導室長 予算もつきます。

教育長 坂田委員。

坂田委員 各校についてという話ではないのですが、先ほどの話の続きみたいなものですが、ZOOMオンラインを使った教育とか、それから、運営上で結構難易度が高いのはハイブリッドなのですね。そういったものについても、先生方だけで研究していると、子どもたちにいいと思ってもらえるか、集中力を持ってもらえるかということなので、そういうものについても、特定の学校ではなくて、全体としていい方式というのを次々考えていくような、そういった活動が重要ではないかと思えます。

ここには、グーグルクラスルームが出てきますし、この場でも過去出てきたと思いますが、ツールもどんどん新しいものができていて、去年一番よかったものが今年一番いいとは必ずしも限らないですね。だから、どういうツールを使うということも、やっぱりアップデートをしていく必要があって、そういう形の教育に関して、知見とかノウハウとかまとめて研究してためていくことが大事なのではないかと考えます。以上です。

指導室長 ありがとうございます。特にICTにつきましては、今、我々も指導主事として、教育委員会として、なかなかツールを使うということがありません。

やはり、このツールが一番いいですとか情報を集めているのは現場の先生たちですので、現場の先生たちが研究している荒教研、荒川区教育研究会というものがございます。その中で情報教育部というものがありますので、その会には指導主事を派遣して情報交換しながら、先端のアプリですとか、あと使い勝手ですとか、先生たちに聞きながら荒川区の教育の充実向上に努めているところでございます。

また、情報教育に関する研修会がございますので、そこで学識の方をお呼びして、先端の情報を学ぶということも併せて行ってございます。

いろいろな方策があろうかと思しますので、先生方にも御指導を頂きながら、荒川区の子どもたちのために尽力していきたいと思しますので、引き続きよろしくお願いたします。

教育長 長島委員。

長島委員 今の情報の関係で荒教研が出てきましたけれども、その区の研究活動全体について、荒教研とかそれぞれの関係みたいなものというのは何かあるのでしょうか。

指導室長 学校の研究は学校単独で行っているものではございますが、教員1人1人が、荒教研に参加していますので、荒教研で学んだことを学校に還元するというを行っております。

また、学校で研究したことを荒教研に還元するというで、双方向で共有により、授業力向上等に努めておりますので、組織としては別のものではあるのですが、相乗効果的に捉えて授業力向上ですとか、子どもたちの指導について研さんに努めているところです。

長島委員 基本的には、先生方みんなどこかの荒教研には属している形になっているのですか。

指導室長 荒教研につきましては、教科に関わる部分と教科以外の部分、二つ入ることになってございまして、その両面から勉強しております。

長島委員 そうですか、ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、次に移らせていただきます。報告事項オ「中学校における特別支援教室拠点校の増設について」を議題といたします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 それでは、「中学校における特別支援教室拠点校の増設について」、御説明いたします。資料につきましては31ページを御覧ください。

ポイントでございます。特別支援教室の利用者増加に伴い、中学校の特別支援教室の拠点校を、現在の1校から2校体制に拡充することにより、巡回指導教員の移動時間の短縮及び指導の質の向上を図ります。

概要の1、現状でございます。都の方針に基づき、本区では令和3年度より区立中学校全校に特別支援教室を設置いたしました。発達障がい等のある生徒が自校で指導を受けられるようになり、利用者数は令和3年度から令和4年度にかけて増加しております。

2、課題でございます。現在は、拠点校である第九中学校から区内各中学校に巡回指導を行っております。移動時間が多く取られ、指導の準備や関係職員、教職員との情報共有の時間が十分に取れておりません。また今後、教員の増加も見込まれ、拠点校1校では職員室のスペース確保やサービス管理負担の増大などの課題が生じます。

こうした状況を踏まえ、特別支援教室の円滑な運営のためにも、拠点校の拡充が必要であると考えております。

3、事業内容でございます。新たに第五中学校を拠点校とし、拠点校2校体制といたします。これにより、先ほどの課題の改善のほか、1拠点校当たりの生徒数が減少することで、組織としてより丁寧に把握できるようになるなど、指導の質の向上が期待できます。

資料裏面を御覧ください。令和4年4月の人数で積算をいたしました。

拠点校別の通室生徒数です。2校において通室生徒数の差が大きく開かないよう、今年度の数値からグループ分けを配慮したところでございます。

予算及び今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 まず、生徒数を見ると、ここ2年がかなり急激に増えていて、これは従来これまでも議論になっているように、特別支援教育に対する親御さんの理解が深まったということがあるのではないかと思います。それにしてもかなり増えていると思うのですが、この背景について、何か把握されていることがあれば教えていただけますでしょうか。

教育センター所長 まず、発達障がいに関しまして広く認知されておりまして、特別支援教育が広く認知されたことと、それから、一人一人に応じたきめ細やかな対応ができるということで、特別支援教育を利用する保護者が増えてきたこと。そのことが背景にあるかと思われます。

教育長 加えて、わざわざ他校に行かなくてもいいようになったということが一番大きいですね。自分の学校で懇切丁寧な指導が受けられることで、本人や家族が利用したいと思うようになりましたし、教員たちも生徒たちに対して特別支援教室の利用に向けた指導が容易になってきたことがあります。

長島委員 都の教員の配置基準というのはどのようなものですか。

教育センター所長 令和3年度までにつきましては、児童生徒10名につき1名の教員配置なのですが、本年度から12名につき1名の配置という都の基準になってございます。

教育長 国の基準は13人に1人となっております。一方、東京都は今まで10人に1人でした。特別区の教育長会は、都の丁寧な対応について、ぜひ継続してほしいということで要望は出していたのですが、教員不足とか、荒川区では特別支援教室に入室する生徒が増えているのですけど、この状況というのは他の地区でも同様の傾向がございまして、都教委としてこの10対1というのを維持することが困難ということで、12対1ということになった次第です。

坂田委員 よろしいですか。教室に入ってこられる経緯のことで、もしご存じでしたら教えていただきたいのですが、自主的に親御さんが、自分の子で特徴も分かっている、医療

機関も受診されて、診断に近いものを受けていらっしゃるって、学校に入るときに、そういうサービスといったらおかしいですけど、そういう制度を利用しようとなるのでしょうか。例えば周りにいる人が勧めてとかですか。以前、知的障がいとか、昔は親御さんと学校との意見の相違があったりして、うちの子は通常の学級でなければみたいなことで御苦労されたことが昔はあったと思うのですが、発達障がいの場合は、IQテストをやってぱっとわかるものでもないで、その辺がどんな感じで、どういう形で教室に入ってこられるのかなというのが、もし何か情報があったら教えていただきたいです。

教育センター所長 まず、学級担任などが行動観察をしながら、発達障がい等に気付きがあった場合は、保護者と協議をしながら話を進めていきます。客観的なデータとして心理検査を受けていただいて、それを基に保護者と面談をしながら、特別支援教室が利用可能かどうかを探っていきたいと思っています。

繁田委員 1年生の1学期というのは、まず通常のクラスに入って、そこから、先生方が教える中で気付いたりすると、そこで移動というか推奨されるということですか。

教育センター所長 まず、入学前に就学相談というのがございまして、そこで、特別支援教室を利用するかどうか、こちらの方で判断をさせていただいております。それを基に保護者が御判断していただき、小学校1年生の前に入級するかどうかという判断になります。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 繁田委員のお尋ねについては、特に小学校の特別支援教室について入室の可否の決定、若しくは入室を勧めたりするときに大きな課題になっています。

中学生の場合は、小学校のときに特別支援教室に入室している子どもたちがいますので、中学校1年生になったときに、小学校から継続して特別支援教室の利用につながっている生徒たちも多くおります。

繁田委員 なるほど。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に、報告事項カ「長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査実施について」を議題といたします。杉山所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「長期休業明けにおける児童生徒の生活実態に関する調査実施について」、御説明いたします。資料につきましては35ページでございます。

ポイントといたしまして、長期休業明けにおける児童生徒の心のケア及びヤングケアラーと思われる児童生徒の抽出のため調査を実施いたします。実施時期は令和4年9月5日から9月9日までとしております。

対象につきましては、小中学校全児童生徒とし、アンケートは発達段階に応じて、小学校

1、2年生用、小学校3年生から6年生まで用、中学校用の3種類を用意してございます。

実施後の対応といたしまして、不登校傾向やいじめ等で心配や不安を抱えている状況等の児童生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつないでいきます。また、家族に代わり幼い兄弟の世話をしている等の児童生徒につきましては、利用可能な制度やサービスを紹介するとともに、本人、家族の意思を確認した上で、関係諸機関と連携いたします。

その他といたしまして、ヤングケアラーへの対応につきまして、令和4年8月に全庁的な検討委員会を開催し、ヤングケアラーへの支援について話し合っております。

説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。参考として、アンケートの見本をお示ししていますので、これについての御質問等でも結構でございます。

坂田委員。

坂田委員 アンケートは各校で同じものということですか。

教育センター所長 こちらの方からお渡しをしまして、同じものを活用させていただいております。

坂田委員 この横の空欄があるので、ここに何か追加するのと思ったのですが。

教育センター所長 各学校で工夫してもらい、もし何かあった場合は追記しても構いませんということにしております。

長島委員 このアンケートというのは、以前からやられている、それとも今回が初めて、そこら辺はどうなのでしょう。

教育センター所長 区全体としまして、このようなアンケートにつきましては初めて実施しております。ただ、各学校におきましては、それぞれ行っているところもございます。

坂田委員 内容を見ていると、1、2年生の間3「何でも話せる人はいますか」というのが、1年生にどれくらい伝わるかというところが、ちょっと引っかけますけどね。

教育センター所長 まず、身近な大人に相談できるかどうかというところでございます。担任の先生、養護の先生、それから保護者の方というところを想定してございます。

坂田委員 内容的には全く異論があるわけではないのですが、この表現で伝わるかどうかというのか、「何でも話せる人はいますか」というのは、周りに相談できたり、気安く話せるような人というのが十分にいるかということではあるのですが、1、2年生にそう理解してもらえるかどうかというところが、ちょっと気にかかるというか、そういうことです。子どもたちへの補足説明があればよいのですが。

教育センター所長 1、2年生につきましては、学級担任が説明をしながらアンケートを進めておりますので、学級担任が、話せる、相談できる人はいるかなというところで進めながらやっておりますので、大丈夫かと思っております。

繁田委員 一つ、よろしいでしょうか。このアンケートは、夏休みが終わって、2学期が始まって登校してきたときにつけて渡すのですよね。その場でというか、学校でつけて、その場で二つに折って出すのか、それとも、家に持ち帰ってつけるのかによって、多分答えは微妙に変わると思うのですが、どちらですか。

教育センター所長 原則的には、その場でアンケートをして、教員に半分に折って提出するというところでございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。調査結果についてまとめ次第御報告をさせていただければと思っております。

報告事項については、これで終了いたしました。

次に、「その他」の報告事項ですけれども、教育委員会事務局として、何かありますでしょうか。

教育総務課長 まず、日程の方でございますけれども、47ページに教育委員会の日程がございます。今回については、修正はございません。

本日、本来であれば、第三中学校の御視察を頂く予定ではございましたけれども、オンラインになりましたので、後ほどお時間をお許しいただけるのであれば、協議会でオンラインの研究発表を視察していただければと思っております。

日程については、修正はございません。

そのほかにもう1点、49ページ以降のところでございます。かなり話題が多くなっております「国葬に関する要望書」が4団体等から提出されてございます。

これにつきましては、報道等にもございますけれども、国も地方自治体や教育委員会などに申意の表明の協力は求めないと言っております。また、国から及び東京都からも、そういった関係の通知が出ていないところでございます。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和4年第17回定例会を閉会とさせていただきます。

了